障害学会大会20周年記念シンポジウム「障害学の回顧と展望：社会モデルの現在」

2023年9月17日（日）14時15分～17時15分

社会モデルと人権モデル―権利条約時代の障害学・再論

川島聡　放送大学

＜目次＞

１．はじめに

２．障害者の不利益の原因causationについてのモデル（障害の因果モデル）

　２－１．障害の個人（医学，医療）モデル

　２－２．障害の米国社会モデル

　２－３．障害の英国社会モデル

　２－４．英米の社会モデルの共通点

　２－５．障害の社会モデルと規範

３．障害者の不利益の解消方針（ポリシー）についてのモデル（障害の規範モデル）

　３－１．障害の人権モデルの背景

　３－２．障害の人権モデルの複数性

　　３－２－１．従来の人権モデル

　　３－２－２．独自の人権モデル

４．社会モデルと人権モデルとの関係

　４－１．ローソンとベケットの見解：補完関係

　４－２．私見：補完関係と緊張関係

　　４－２－１．人権モデルと社会モデルとの補完関係

　　４－２－２．人権モデルと社会モデルとの緊張関係

　４－３．権利条約の実現過程における社会モデルの機能（意義）

５．権利条約時代の障害学・再論

　５－１．抵抗と制度の障害学とは

　５－２．抵抗と制度の障害学と，障害の因果モデル・規範モデル

　５－３．補論：インターセクショナリティ研究及び批判的障害学の可能性

　　５－３－１．批判性

　　５－３－２．学際性

　　５－３－３．ひとつの論点

１．はじめに

　障害学（ディスアビリティ・スタディーズ）とは，「障害を分析の切り口として確立する学問，思想，知の運動である」（長瀬 1999）とか，「障害者がよりよく生きることに貢献する学問のことである」（石川 2000）と言われてきました。また，障害学会「障害学研究」自由投稿論文・投稿規程は，障害学の目標に「障害をめぐる既存の知の問い直しをめざす」ことを掲げてきました。

　米国障害学会の設立（1982年）から約20年遅れて，日本の障害学会は2003年に設立されました。それから10年が経って，私は「権利条約時代の障害学―社会モデルを活かし，超える」と題する拙稿で，障害者の権利に関する条約Convention on the Rights of Persons with Disabilities（以下，権利条約又は条約）の時代における障害学のあり方として，抵抗の障害学と制度の障害学という枠組みを提示しました（川島 2013）。それから10年が経った2023年現在も，この枠組みの重要性は失われていないと考えています。

　日本は，上記拙稿（川島 2013）の翌年（2014年）に権利条約を批准し，権利条約の実施を監視する独立専門家機関である国連障害者権利委員会Committee on the Rights of Persons with Disabilitiesの対面審査を2022年に受けるなど，権利条約時代（権利条約が社会的・政治的・法的に大きな意義と影響をもっている時代）を過ごしてきたのですが，もちろん日本の障害学も権利条約時代の真っ只中にあります。私の本日の報告では，抵抗と制度の障害学という枠組みを用いながら，障害学のこれまでの特徴を踏まえた上で，十年先，数十年先を見据えた権利条約時代の障害学のあり方の一端を明らかにすることを試みます。なお，私の本日の報告におけるメッセージは，外国文献の検討をも踏まえたものですが，基本的には日本の障害学（会）に向けられたものです。

　今から10年前の上記拙稿（川島 2013）で記した抵抗と制度の障害学についての基本的な（ベースとなる）考え方は，今日に至るまで変更はありません。本日の報告で着目するのは，やはり上記拙稿と同様，権利条約と「障害のモデルmodels of disability」です。

　まず，権利条約は，そもそもは2001年に国連総会に設けられた特別委員会の下に世界中から障害者が参集し，「私たちのことを私たち抜きで決めてはならないNothing about us without us」を合言葉に議論・交渉・策定が進められ，2006年に成立したものです。そして上記のとおり，日本は2014年に権利条約を批准し，2023年に国連障害者権利委員会の対面審査を経験しました。日本の障害学会設立とほぼ同時期に交渉が開始され，その成立から今日に至るまで，障害者の平等な人権保障を目指し歴史を重ねてきた権利条約は，障害者の深刻な不利益の経験と切実な主張とを基盤とする，障害者主導の学問である障害学の重要な検討対象であることに違いはありません。

　次に，「障害のモデル」について述べますと，障害の個人（医学，医療）モデルを否定し，障害の社会モデルを採用することが，言うまでもなく国内外の障害学の土台です。障害の社会モデルは，数々の批判にさらされながらも，今も変わらずきわめて重要な意義をもっています。本日の障害学会大会20周年記念シンポジウムが社会モデルを副題に据えているのは，その１つの証左と言えるでしょう。ただ，最近の新たな動向として，障害の人権モデルに対する関心が国内外で急速に高まっています。たとえば，デゲナーは，障害の社会モデルを改善するものとしての障害の人権モデルの優位性を主張しています（Degener 2017）。国連障害者権利委員会は，総括所見等において障害の人権モデルに積極的に言及する一方，障害の社会モデルには言及していません。

　この新たな動向を重視する私の本日の報告では，十年先，数十年先を見据えた権利条約時代の障害学のあり方の一端を明らかにする試みとして――従来のいくつかの拙稿と重なるところが少なくありませんが――デゲナーや国連障害者権利員会を批判しつつ障害の社会モデルと障害の人権モデルとの関係を論じながら，抵抗の障害学と制度の障害学の中に障害の社会モデルと障害の人権モデルをそれぞれ位置づけて，新たな知見を導くことにします。関連して最後に補論として，飯野さんと辰己さんのご報告とも接続できるよう，インターセクショナリティ研究（理論）や批判的障害学（理論）に若干ですが言及します。

　＊「障害者」の概念はきわめて論争的ですが，さしあたり本日の報告の用語法では，障害者とは機能障害impairments（心身の機能の障害）及び不利益disadvantages（日常生活・社会生活が制限されている状態や，社会的に排除・抑圧されている状態を含む）がある人びとを意味します。「障害」の概念も同様に論争的です。障害は機能障害を意味することも，社会的障壁を意味することも，障害者の不利益を意味することもあります。とりあえず本日の報告では，障害の概念を文脈に応じて柔軟に用いることができる余地を残していますが，特に「障害のモデル」という文脈での「障害」という言葉を，障害者の不利益の意味で用いています。後述しますが，障害者の不利益（障害）は機能障害のみから生ずるとするのが個人モデルで，障害者の不利益（障害）は社会的障壁のみから生ずるとするのが英国社会モデルで，障害者の不利益（障害）は機能障害と社会的障壁（との相互作用）から生ずるとするのが米国社会モデルです。

２．障害者の不利益の原因causationについてのモデル（障害の因果モデル）

　従来，「障害のモデル」という場合，障害の個人モデルと障害の社会モデルの２つを念頭に置くことが一般的であったと思われます。そこでいう「障害のモデル」は，実のところ，障害者の不利益（障害）の原因についてのモデル，すなわち「障害の因果causationモデル」である，と理解することができます。

２－１．障害の個人（医学，医療）モデル

　障害者の不利益（障害）は機能障害によって生ずるのであり（機能障害→障害），機能障害の問題こそが障害の問題なのである（機能障害＝障害）――このような視点である障害の個人モデルは，障害学において還元主義として批判されてきました。

２－２．障害の米国社会モデル

　形式的には，障害者の不利益（障害）は機能障害と社会的障壁との相互作用によって生ずると表現するが（機能障害と社会的障壁→障害），実質的には，社会的障壁の問題性を強調する，というのが米国社会モデルです。

　米国障害学の代表的論者であるハーンによれば，「障害を人間と環境との動的な相互作用の産物だと理解することで，個人から広範な社会的，文化的，経済的，政治的環境へと強調点が移る。In viewing disability as a product of a dynamic interaction between humans and their surroundings, emphasis is shifted from the individual to the broader social, cultural, economic, and political environment.」（Hahn 1985）ことになります。

２－３．障害の英国社会モデル

　障害者の不利益（障害）は社会的障壁によって生ずる（社会的障壁→障害），とするのが英国社会モデルです。

　英国障害学の代表的論者であるオリバーは（英国流の）障害の社会モデルという概念を提出しました（Oliver 1983）。オリバーは言います。「機能障害は，実際，身体の説明・描写にほかならず impairment is, in fact, nothing less than a description of the physical body」，「障害は身体とは関係なく disablement has nothing to do with the body」，「障害は完全にかつ排他的に社会的なものだ disability is wholly and exclusively social」（Oliver 1996），と。

　ただし，英国社会モデルにおいても，障害の発生は機能障害（のある人びと）の存在を前提としていますので，実のところ，障害と機能障害とは無関係ではありません。トレメインとシェルドンは次のように述べています。「社会モデルの観点からは，機能障害をもっている者たち，あるいは機能障害をもっていると思われている者たちが『障害者』に数えられることになる。したがって，社会モデルが設けたと言われる，機能障害と障害という［二つの］カテゴリーの厳密な区別は，不可解なものchimeraのように思われるだろう」（Tremain 2005）。「障害と機能障害とはもちろん相互に関係している。両者の区別はけっして明白なものとはいえない。しかし，政治戦略を明らかにするため，分析的に両者を分けることは有意義なのである」（Sheldon 2007）。

２－４．英米の社会モデルの共通点

　つまるところ，英米の社会モデルはどちらも，障害者の不利益（障害）の原因として，社会的障壁（のみ）の問題性を強調する視点です。すなわち，英米の社会モデルは，機能障害それ自体は機能障害のある人びとに不利益をもたらさず，機能障害のある人びとは社会的障壁によってはじめて不利益を被る，という視点ですので，機能障害のある人びとに不利益をもたらす主原因として社会的障壁の問題性を強調します。

　ただし，上記のとおり，表現方法は英米で異なります。英国社会モデルは，機能障害の存在を前提として，社会的障壁から障害者の不利益（障害）が生じる，と表現します（社会的障壁→不利益）。米国社会モデルは，機能障害と社会的障壁との相互作用から障害者の不利益（障害）が生じると表現しつつ（機能障害と社会的障壁→不利益），社会的障壁の問題性への強調を含意します（川島2011；2013）。

　英国社会モデルは，「理論ではなく実用的道具であり a practical tool, not a theory」（Oliver 1996），「発見道具（発見装置）heuristic deviceである」（Barnes 2009），という英国障害学の論者の説明は，米国社会モデルにもそのまま妥当する，と考えられます（川島 2011; 2013）。障害の社会モデルを「理論」と理解する論者もいますが，それは妥当ではありません（同上）。

　英米の社会モデルは，障害者をとりまく社会（的障壁）を批判する視座でして，その由来に照らしても，基本的には障害者運動の視座といってもよいでしょう。英国の「隔離に反対する身体障害者連盟」（UPIAS）は次のように言います。"In our view, it is society which disabled physically impaired people. Disability is something imposed on top of our impairments...Thus we define ... disability as the disadvantage or restriction of activity caused by a contemporary social organisation..."（UPIAS 1976）

　＊本日の報告の用語法として，英米を区別せずに「障害の社会モデル」に言及する場合，それは障害者の不利益（障害）の原因として社会的障壁の問題性を強調する視点を意味します。

２－５．障害の社会モデルと規範

　障害の社会モデル自体の中に因果論のみならず規範論・政策論をも読み込む論者がいますが，それは妥当ではありません（川島 2011; 2013）。障害の社会モデルは「障害の因果モデル」である，と理解すべきでしょう。以下に引用したサマハの主張は，社会モデルが規範的な主張と区別されることを明らかにした点で重要です。

　「問題は，社会モデルがいずれかの方向のいずれかの政策・方針（ポリシー）を引き受けることができるかどうかである。答えはノーだ。社会モデルは不利益の原因を提唱するが，それに対して私たちが何をするかは，議論のある規範（ノーム）の問題なのである。The question is whether the social model can underwrite any policy, in any direction. The answer is no: the model suggests causes of disadvantage, but what we do about it is a matter of contested norms.」「害（又は不利益）の原因と害（又は不利益）への救済との間には，必然的な関連性はない。There just is no necessary connection between causes of harm (or disadvantage) and remedies for harm (or disadvantage).」「社会モデルは不利益がどのように生じるかを説明するものであるが，一方，市民的権利『モデル』は，他の社会運動との類推によって多かれ少なかれ具体的な政策対応（ポリシー・レスポンス）を提案するものである。The social model provides a description of how disadvantage comes about, while the civil rights "model" suggests more or less concrete policy responses by analogy to other social movements.」「論者の中には，因果関係の観察と社会変革への規範的な取組みとをひとまとめに束ねるような形で，『社会モデル』という用語を用いる者もいる。このような定義上の束ね（バンドル）が読み手に明らかな場合であっても，２つの主張を概念的に融合（一体化）させないように注意する必要がある。因果関係の主張だけでは規範的な主張は確立されない・・・。Some writers might use the term "social model" in a way that bundles together causation observations with a normative commitment to social change. Even when such definitional bundling is obvious to readers, one should be careful not to merge the two claims conceptually. The causation claim on its own will not establish the normative claim....」（Samaha 2007）

３．障害者の不利益の解消方針（ポリシー）についてのモデル（障害の規範モデル）

　先に述べた「障害の因果モデル」としての「障害のモデル」とは異なり，ここからは，「障害の規範モデル」としての「障害のモデル」について取り上げます。「障害の規範モデル」には，障害の個人（医学，医療）モデルそのものや障害の社会モデルそのものは含まれません。

　「障害の規範モデル」は，「障害者の不利益の解消の方針（ポリシー）についてのモデル（型，範型）」を意味します。「障害の規範モデル」の１つが障害の人権モデルです。障害の人権モデルは，「人権（権利条約）による障害者の不利益解消方針についてのモデル」を意味します。

３－１．障害の人権モデルの背景

　障害分野では，特に1990年代に入ってから世界的に差別禁止モデル（マイノリティモデル）という規範的立場が重視されるようになってきました。これは，差別禁止によって障害者（マイノリティ）の不利益を解消すべきとの方針（ポリシー）を意味します。もっとも，障害分野では差別禁止の限界についても比較的早い段階から指摘されていました。そして，差別禁止の限界を補完するアプローチとして，（新しい）社会福祉，社会権，社会的正義，分配的正義などが主張されました。同時期に，国際人権法においては，市民的・政治的権利（自由権）と経済的・社会的権利（社会権）との不可分性（人権の不可分性）がいっそう重視されるようになっていました。それらの複数の潮流に加えて，国連障害政策においては「障害問題は人権問題である」という意識が高まってきたことをも背景として，21世紀に入って採択された権利条約は，差別を禁止するだけの条約ではなく，あるいは自由権のみを保障する条約でもなく，自由権（差別からの自由，差別されない権利を含む）と社会権の両方を障害者に等しく保障することにより，障害者の不利益を解消すべきとの方針をとりました。この方針が，本日の報告でいう障害の人権モデルです。

　このように，障害の人権モデルにいう人権には，自由権（差別からの自由，差別されない権利を含む）も社会権も含まれえます。そして，人権の解釈は多様なものとなりえます（たとえば，差別には合理的配慮義務や事前的改善義務の違反が含まれるか，強制入院という自由の制約・剥奪は最後の手段としては許容されるか，社会権に裁判規範性はあるか，など）。

３－２．障害の人権モデルの複数性

　人権モデルは，「人権による障害者の不利益解消方針についてのモデル」を意味しますが，「権利条約による障害者の不利益解消方針についてのモデル」であるということもできます。人権モデルにいう「人権」の解釈は複数ありますし，権利条約の解釈も複数ありますので，障害の人権モデルも複数ある，と考えるのが私見です。議論の要点を捉えやすくするために，私見では障害の人権モデルを大きく２つに区別します。「従来の人権モデル」と，「（国連障害者権利委員会の）独自の人権モデル」です（川島 2023）。

３－２－１．従来の人権モデル

　1970年代に国連で採択された知的障害者権利宣言（1971年）や障害者権利宣言（1975年）は，特に知的障害者や精神障害者の権利に対する制約をかなり広く認めていました。それから半世紀ほど経って採択された自由権規約委員会の対日総括所見（2022年）は，たしかに1970年代の両宣言よりは高い人権水準となっているのですが，「最後の手段」として精神障害者を対象とする強制入院制度を認めています。1970年代の両宣言の水準あるいは自由権規約委員会の水準を用いて権利条約を解釈するのが，「従来の人権モデル」です。

３－２－２．独自の人権モデル

　「従来の人権モデル」よりも高い人権水準を適用することにより，障害者の不利益を解消しようとする方針が，「（国連障害者権利委員会の）独自の人権モデル」です。たとえば，国連障害者権利員会は，精神障害者を対象とする強制入院制度や行為能力制限制度を「最後の手段」としても認めません。この「独自の人権モデル」は，もちろん2022年の国連障害者権利委員会の対日総括所見にも反映されています。

　「独自の人権モデル」は，国連障害者権利員会の独自の権利条約解釈の型（範型）であるということができますし，「従来の人権モデル」よりも高い人権水準を保った権利条約解釈の型（範型）であるということもできます。国連障害者権利員会の独自の権利条約解釈（独自の人権モデル）は，締約国一般の権利条約解釈（従来の人権モデル）と鋭く対立するところがありまして，その独自性に特徴があります。

　＊本日の報告の用語法として，障害の人権モデルは，文脈によって，「独自の人権モデル」を意味することもあれば，「従来の人権モデル」を意味することもあれば，両方を意味することもあります。

４．社会モデルと人権モデルとの関係

　障害の人権モデルは，障害の社会モデルとは異なり，2003年の障害学会設立時には関心をあまり持たれていませんでした。ただ，実のところ，両モデルの関係性については，障害学会設立よりも少しだけ早い時期に既に指摘されていました。

　2002年にクインとデゲナーはこう記しました。「人権モデルは，人間に固有の尊厳に焦点を合わせる。次いで必要な場合にのみ，人の医学的特徴に焦点を合わせる。人権モデルは，その人に影響を及ぼす全ての決定において，その人を中心的な位置に置く。人権モデルにおいて最も肝要なのは，主たる『問題』が人の外側すなわち社会にあることである。このモデルでは，障害という『問題』は，障害がもたらす差異に対して国家と市民社会が責任を放棄することから生じる。したがって，国家は，あらゆる人々の尊厳と平等権を完全に尊重することを確保するために，社会が生んだ障壁に取り組む責任を負う」（Quinn and Degener 2002）と。この引用部分には，人権モデルと社会モデルとが重なり合うという理解が見られます。

　私は，2001年に医療モデルから人権モデルへの転換を論じた際に，「人権モデルは社会的障壁の除去を重視するという意味で社会モデルと密接に関連する」と述べたことがあります（川島 2001）。その10年後に，私は英米の社会モデルを検討し，社会モデルが発見的機能を備えた因果的視点（発見道具）であり，理論ではなく規範やポリシーでもない，ということを論じ（川島 2011; 2013），このことを踏まえて，さらに10年後に社会モデルと人権モデルとの関係をより分析的に検討する機会を得ました（川島 2023）。

４－１．ローソンとベケットの見解：補完関係

　人権モデルは社会モデルを改善したとの主張（Degener 2017）を批判したローソンとベケットは，こう記しています。障害の社会モデルは「障害の記述的・発見的モデルa descriptive and heuristic model of disability」であるのに対して，障害の人権モデルは「障害ポリシーの規範的モデルa prescriptive model of disability policy」であり，両モデルは補完関係にある（Lawson and Beckett 2021），と。

４－２．私見：補完関係と緊張関係

　上記のローソンとベケットの説明は，従来の私の考え（川島 2011; 2013）と整合的・親和的であり，基本的に首肯しうるものです。ただ，この説明と異なる説明を私は試みました。すなわち，私は特に権利条約（の目的・規定内容）の実現という文脈に着目して，障害の人権モデルと障害の社会モデルとの関係（補完関係と緊張関係）を以下のように説明しました（川島 2023）。

４－２－１．人権モデルと社会モデルとの補完関係

　権利条約の実現過程においては，事実の解釈（記述）と条約の解釈（規範）の両方が必要となります。社会モデル（事実の解釈）と人権モデル（条約の解釈）とが補完し合うことによって，権利条約は実施されうる，と考えます。

　なお，繰り返しになりますが，「障害者の不利益の原因はとにかく社会的障壁にあるのだ」という視座である社会モデルは，権利条約を実施するプロセスにおいて，障害者の不利益に関わる事実を解釈する際に，さまざまな障壁を発見する機能を果たしえます。「人権（権利条約）を用いることで障害者の不利益は解消されるべきだ」という視座である人権モデルは，人権（権利条約）の解釈が複数あるため，複数あります。

４－２－２．人権モデルと社会モデルとの緊張関係

　権利条約の実現過程においては，人権モデルと社会モデルとは（弁証法的な）緊張関係に立ちうるということができます。この点について，以下，拙稿を引用します。

　「社会モデルを用いて発見された障壁（事実）は，人権モデルを用いて特定された条約の規範内容の下で許容されることがある。あらゆる障壁（事実）が条約に違反するわけではない。・・・人権モデルは，社会モデルを通して暴かれた締約国内の障壁を正当化しないという機能のみならず，それを正当化する機能をも果たしてしまう。」「社会モデルは，人権モデルの障壁性（締約国内の障壁を正当化しうる人権モデルそれ自体が1つの障壁となって障害者に不利益をもたらす原因となりうること）を暴く視座にもなる。そして委員会は，社会モデルの視座から剔抉された『従来の人権モデル』の障壁性を取り除くようにして，より高い水準で条約目的の実現を可能にさせる『独自の人権モデル』を作り上げた。ここには，ある種の弁証法的な緊張関係が見られる。」（川島 2023）

　このような（弁証法的な）緊張関係によって，権利条約の目的はよりよく実現される，と考えられます。そして，権利条約の目的のよりよい実現は，「障害者がよりよく生きることに貢献する学問」である障害学の実践的課題に寄与しうるでしょう。

４－３．権利条約の実現過程における社会モデルの機能（意義）

　ところで，国連障害者権利委員会は基本的に社会モデルに一切言及しないという姿勢をとっています（2022年に採択された対日総括所見もそうです）。この姿勢は，権利条約の目的のよりよい実現という観点からは妥当であるとはいえません。以下，拙稿の関連部分を引用します。「日本が条約義務を誠実に履行するためには，もちろん総括所見を尊重し考慮に入れる必要があるが，総括所見の社会モデルへの沈黙に惑わされて社会モデルを等閑に付すようなことがあってはならず，むしろ社会モデルを発見道具として有効に活用し，自国内の様々な障壁を広く洗い出しながら，人権モデル（委員会の条約解釈の範型）に沿って障壁を除去することが求められる。」（川島 2023）

　個人モデルが支配的なこの社会において，社会的障壁の問題性を強調する批判的視座である社会モデルの批判性（批判力）は，権利条約の実現過程においてきわめて重要な意義をもっています。すなわち，社会モデルには社会的障壁の発見機能があるからこそ，国連障害者権利委員会は（たとえ社会モデルという言葉自体を用いなくても，実質的には社会モデルという批判的視座に立つことにより），締約国内に存在する様々な障壁を具体的に発見することができていますし，さらに，「従来の人権モデル」の障壁性を発見し，その障壁性を取り除くようにして，より高い人権水準である「独自の人権モデル」を打ち出すことができた，と考えることができます。

　さらに，より広い視野に立って社会モデルの意義に言及しますと，社会モデルは，障害者や関係者が権利条約自体の障壁性・限界性を発見する際にも用いることができる道具である，と言うことができます。もとより権利条約は万能ではなく，限界があります。そして，その限界を適切に認識することによってこそ，権利条約の妥当範囲が明らかとなり，権利条約の際立った意義をその妥当範囲の限界ギリギリまで（最大限）活かせる道筋が見えてくるのです。そのため，権利条約の実現過程においては，権利条約の限界を適切に認識しておくことも重要です。また同時に，「障害者がよりよく生きることに貢献する」障害学の観点からは，権利条約の限界を補完するものが何かを検討しておくことも必要となるでしょう。

５．権利条約時代の障害学・再論

５－１．抵抗と制度の障害学とは

　権利条約の時代に営まれる障害学には，抵抗の障害学（不利益・排除への批判・抵抗の記述・分析）のみならず，制度の障害学（不利益解消・包摂への規範理論・政策論）も必要である，というのがここ10年変わらない私見です。制度の障害学は，障害者の不利益解消の効果的な実現（による万人のための社会Society for Allないし共生社会inclusive society）を目指す，説得力のある根拠に裏付けられた規範理論・政策論によって支えられるものです。制度の障害学は，たとえば非障害者の権利利益（や負担）を一切考慮に入れなかったり，抽象的な議論に終始したりする現実離れした理想論ではありませんし，場当たり的に様々な運動体・研究者等の主張や知見を寄せ集めただけで全体として整合性・体系性・論理性を欠くようなものでもありません。

　障害者の深刻な不利益の経験と切実な主張という現実を議論の出発点とした上で，抵抗の障害学と制度の障害学との間で相互にフィードバックを繰り返すことによってこそ，障害学は障害者（及び障害者運動・障害者団体）にとってより魅力的な「学」になるのではないでしょうか。しかし，抵抗の障害学と比べて，制度の障害学はこれまで総じて低調であったように思われます。

　以下，10年前の拙稿を引用します。「杉野（2007：1）が言うように，従来の障害学は『抵抗する学』という呼び名がふさわしい。・・・健常者中心社会に徹底的に抗うために，障害者による強烈な自己主張を拠り所にして，障害者排除のメカニズムを分析し，解明する『抵抗の学』としての障害学は，今日なお重要な意義をもつ。」「しかし，障がい者制度改革推進会議（障害者政策委員会）をはじめ障害者が政策決定過程に関与する回路が，ようやく少しずつであるが用意されはじめている権利条約時代に，障害学が『抵抗の学』にとどまっていては，皮肉なことに障害者自身でさえ障害学に魅力を感じなくなるのではなかろうか。現状を批判し，分析するだけでは，障害者を含めた万人のための新しい社会構想は描けない。『抵抗』とともに『制度』も，障害学には必要なのである。ここでいう『制度の障害学』は，規範性と実現可能性に関する障害理論の提出を主眼とする体系的研究を意味する。もちろん，今日なお『抵抗』には重要な固有の意義があるので，『抵抗』と『制度』の絶え間のない往復を通じて，新しい障害学構想を探る必要がある。」「権利条約時代に生きる当事者と関係者は，『分析を単なる分析に終わらせないこと』にも留意する必要がある。そして，関係者は『分析を処方に繋げる回路』を探り，『問題への適切な対処』を提示しうる（足立 2009:5, 10）ような『制度の障害学』を――『抵抗の障害学』とともに――構築すべきだと言える。『制度の障害学』の具体的課題のひとつとして真っ先に挙げられるのは，権利条約の実現である。」（川島 2013）

　網羅的にお名前を挙げることはできませんが，障害学会では，たとえば石川准さん（元内閣府障害者政策委員会委員長，元国連障害者権利権利委員会副委員長），福島智さん（元内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員），長瀬修さん（元内閣府障がい者制度改革推進会議構成員），岡部耕典さん（元内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員）らが，研究面・実践面，あるいは障害学会の運営面で，制度の障害学の構築に対して（も）貴重な貢献を長年にわたって果たしてこられました。元内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会構成員の私も，制度の障害学に関わる研究や実践に甚だ不十分ながら従事してきました。また，障害学会の大会では制度の障害学にとって重要なシンポジウムもいくつか開催されました。たとえば，第４回大会（2007年度，立命館大学）「障害と分配的正義――ベーシックインカムは答になるか？」，第７回大会（2010年度，東京大学）「障害学と障害者政策──イギリスと日本の対話」，第10回大会（2013年度，早稲田大学）「政策形成における『当事者参画』の経験と課題」，第19回大会（2022年度，同志社大学）「障害者権利条約と知的障害者の脱施設化」などです。さらに，有意義な学会報告や投稿論文なども見られました。ただ，日本の障害学会全体としては，今日に至るまで制度の障害学に関するまとまった研究はそれほど蓄積されてこなかったように見受けられます。

５－２．抵抗と制度の障害学と，障害の因果モデル・規範モデル

　社会的障壁との関係で生じる障害者の不利益をどう解消すべきかを示す規範やポリシーを扱うことが，制度の障害学には必要です。この点，障害の人権モデルは，人権を用いて障害者の不利益を解消すべきとのポリシーであり，「障害の規範モデル」の１つとして位置づけられますが，とりわけ権利条約の時代においては制度の障害学を支える筆頭的位置を占めると言えるでしょう。障害の人権モデルによって支えられうる制度の障害学は，現実のさまざまな法制度との関わりも，障害者運動などの実践との関わりも深いものとなります。

　障害の社会モデルは，規範的な判断の素材となりうる社会的障壁の存在を発見する際の「実用的道具」となる，という意味では制度の障害学にとってきわめて重要な意義をもちます。ただ，障害の社会モデルは，そもそも抵抗の障害学を支えてきた視座であり，今後も基本的・直接的には抵抗の障害学を支える土台として，ひとまず位置づけられるように思われます。

　要するに，障害の社会モデルによって支えられてきた抵抗の障害学と，障害の人権モデルによって支えられうる制度の障害学との不断のフィードバックが，十年先，数十年先を見据えた権利条約時代の障害学のあり方の１つとして求められる，と言うことができます。この（新たな）知見が，本日の私の報告の結論です。

　拙稿（川島 2013）を公表した10年前から今日に至るまでの間に，国連障害者権利委員会による障害者権利条約の国際的実施が大きく進み，社会モデルと人権モデルをめぐる関連研究（デゲナー，ローソン，ベケットらによるもの）が一層充実したからこそ，それらの批判的検討を通して，この知見を本日獲得することができたように思われます。私は，10年前の時点では，特に制度の障害学を支えうるものとして障害の人権モデルを積極的かつ明確に位置づけるまでには至っていませんでした。よって，10年前の私は，障害の社会モデルによって支えられてきた抵抗の障害学と，障害の人権モデルによって支えられうる制度の障害学との不断のフィードバックという構図を積極的かつ明確に示せていませんでした。

５－３．補論：インターセクショナリティ研究及び批判的障害学の可能性

５－３－１．批判性

　障害の人権モデル（とそれによって支えられうる制度の障害学）は，障害者になんらかの具体的な不利益がある場合に，その不利益を解消すべきであるとの結論を必ずしも導くわけではありません。そのため，障害の人権モデル（とそれによって支えられうる制度の障害学）は，障害の社会モデル（とそれによって支えられてきた抵抗の障害学）から絶えず批判されることになります。

　さらに，障害の人権モデル（とそれによって支えられうる制度の障害学）は，インターセクショナリティ研究や批判的障害学からも批判されるべきものであり，その関連研究の進展が期待されます。そして，インターセクショナリティ研究や批判的障害学は，障害の社会モデルをも対象化・相対化して，障害の社会モデルをも批判することにより，障害の社会モデルが欠いてきた視点・知見を提供しうるものとして重要な意義をもちうるため，障害の社会モデルと緊張関係に立ちながらも障害の社会モデルと補完し合うことによって，抵抗の障害学の批判性（批判力）をより豊かに発展させることになる，ということも期待されます。

５－３－２．学際性

　「権利条約を基軸に据えて『抵抗の障害学』と『制度の障害学』の両方の総合的構築を進めるにあたっては，なによりも当事者の経験する不利の現実に根ざした研究が重要であり，そしてまた障害学が建前として従来標榜してきた（が実際にはあまり行われてこなかった）学際的研究が必要となる」（川島 2013）と思われます。

　今日，インターセクショナリティ研究や批判的障害学によって，障害学はその学際的研究分野としての重要性をさらに増してきています。このように一層重視されている学際的アプローチは，障害の社会モデル（とそれによって支えられてきた抵抗の障害学）の発展と，障害の人権モデル（とそれによって支えられうる制度の障害学）の発展とにとって有意義なものであると言えますが，このことを私は本日の報告で詳しく検討することはできません。ただ，私の専門分野である障害法学との関係で，少しだけ言及しておきます。

　障害学会に直接的に関わっている法学者はきわめて少ないですが，そうだとしても，障害法学は，たとえば権利条約の解釈論（特別支援学校，福祉的就労，隔離施設，強制入院，行為能力制限などをめぐる権利条約の解釈論）や関係国内法の解釈論を通して，あるいは解釈論を踏まえた立法論を通して，制度の障害学の発展に対して，実質的には一定の貢献を果たしうる（果たしてきている）ように思われます。一方，その解釈論や立法論は抵抗の障害学による批判に常に開かれている必要があります。そのため，障害学と障害法学との学術的交流は，障害学会にとっても日本障害法学会（2016年設立）にとっても重要な課題であると言えますが，その交流に際してもインターセクショナリティ研究や批判的障害学はきっと欠かせないものになるでしょう。

５－３－３．ひとつの論点

　本日の私の報告の最後に，１つだけ具体的な論点を挙げてみます。

　国連の障害者権利委員会は，胎児の重度の（機能）障害に基づく選択的中絶の明示的合法化（胎児条項）を条約違反だと判断してきました。他方で，国連の女性差別撤廃委員会は，2016年の対日総括所見において，胎児条項を導入すべきだと勧告しました。日本のDPI女性障害者ネットワークは，胎児条項の導入が女性差別撤廃委員会の対日総括所見に含まれることに反対しましたが，にもかかわらず，この勧告は女性差別撤廃委員会の対日総括所見の中に入りました。市民社会の中には，女性差別撤廃委員会の立場を批判するもの（DPI女性障害者ネットワーク）もあれば，逆に，障害者権利委員会の立場を批判するもの（Center for Reproductive Rights）もあります（川島 2018）。

　以上のような胎児条項をめぐる両委員会の対立や市民社会内部の対立は，抵抗の障害学と制度の障害学のどちらにとっても重要な論点となりますが，インターセクショナリティ研究や批判的障害学からは，この対立をどのように考えることができるでしょうか。

＊本研究はJSPS科研費JP20H01608の助成を受けたものである。

（文献）

足立幸男，2009，『公共政策学とは何か』（ミネルヴァ書房）

Barnes, C., 2009, “Understanding the Social Model of Disability,” Föreläsningen genomfördes på Stockholms Universitet, November 18.

Degener, T., 2017, “A New Human Rights Model of Disability,” in V. Della Fina, R. Cera, and J. Palmisano eds., The United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities: A Commentary (Springer)

Quinn, G. and T. Degener, 2002, “The Moral Authority for Change: Human Rights Values and the Worldwide Process of Disability Reform,” in Human Rights and Disability: the Current Use and Future Potential of United Nations Human Rights Instruments in the Context of Disability, United Nations

Hahn, H. 1985, “Toward a Politics of Disability: Definitions, Disciplines, and Policies,” The Social Science Journal, 22(4): 87-105.

石川准，2000，「ディスアビリティの政治学―障害者運動から障害学へ」『社会学評論』50巻4号586-602頁

川島聡，2023，「人権モデルと社会モデル―日本の条約義務履行への視座」『賃金と社会保障』1817・1818号72-80頁

―――，2018，「旧優生保護法と国際人権法」『国際人権』29号3-10頁

―――，2013，「権利条約時代の障害学―社会モデルを活かし，越える」川越敏司ほか編『障害学のリハビリテーション』（生活書院）90-117頁

―――，2011，「差別禁止法における障害の定義―なぜ社会モデルに基づくべきか」松井彰彦ほか編『障害を問い直す』（東洋経済新報社）289-320頁

―――，2001，「障害者の国際人権保障の歴史的展開（1）：障害者に関する国連人権保障システム」『手話コミュニケーション研究』41号50-61頁

Lawson, A., and A.E. Beckett, 2021, “The Social and Human Rights Models of Disability: Towards a Complementarity Thesis,” International Journal of Human Rights, 25: 351-359

長瀬修，1999，「障害学に向けて」石川准・長瀬修編『障害学への招待―社会，文化，ディスアビリティ』（明石書店）11–39頁

Oliver, M., 1996, Understanding Disability: From Theory to Practice, Macmillan

―――, 1983, Social Work with Disabled People, Macmillan

Samaha, A.M. 2007, “What Good is the Social Model of Disability?,” University of Chicago Law Review, 74(4): 1251-1308

Sheldon, A., 2007, “Review of Disability Rights and Wrongs,” Disability & Society, 22(2): 209-213

杉野昭博，2007，『障害学―理論形成と射程』（東京大学出版会）

Tremain, S., 2005, “Foucault, Governmentality, and Critical Disability Theory,” S. Tremain ed., Foucault and the Government of Disability, Ann Arbor: University of Michigan Press: 2-24

UPIAS, 1976, Fundamental Principles of Disability, London: Union of the Physically Impaired Against Segregation